

平成25年

三重県議会定例会会議録

(6月4日)
(第14号)

第14号
6月4日

平成25年

三重県議会定例会会議録

第 14 号

○平成25年6月4日（火曜日）

議事日程（第14号）

平成25年6月4日（火）午前10時開議

第 1 議案第105号から議案第114号まで

〔提案説明〕

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 議案第105号から議案第114号まで

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 49名

1	番	下 野	幸 助
2	番	田 中	智 也
3	番	藤 根	正 典
4	番	小 島	智 子
5	番	彦 坂	公 之
6	番	栗 野	仁 博
7	番	石 田	成 生
8	番	大久保	孝 栄
9	番	東	豊
10	番	中 西	勇
11	番	濱 井	初 男

12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	小林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	青木	謙順
36	番	中森	博文
37	番	前野	和美
38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信

40	番	前 田 剛 志
41	番	舟 橋 裕 幸
43	番	三 谷 哲 央
44	番	中 村 進 一
45	番	岩 田 隆 嘉
47	番	山 本 勝
48	番	永 田 正 巳
49	番	山 本 教 和
50	番	西 場 信 行
51	番	中 川 正 美
欠席議員 1名		
46	番	貝 増 吉 郎
(52)	番	欠 (員)
(42)	番	欠 (番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 敏 一
書記 (事務局次長)	青 木 正 晴
書記 (議事課長)	米 田 昌 司
書記 (企画法務課長)	野 口 幸 彦
書記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔 裕 行
書記 (議事課主幹)	中 村 晃 康
書記 (議事課主査)	村 山 トモエ

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本 勝） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（山本 勝） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第105号から議案第114号まで並びに報告第24号から報告第45号までは、さきに配付いたしました。

次に、県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書につきましては、さきに配付いたしました。

次に、これまでに採択いたしました請願のうち、その処理経過及び結果の報告を求めたものについて、請願・陳情処理経過一覧表が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

追加提出議案件名

議案第105号 平成25年度三重県一般会計補正予算（第1号）

議案第106号 三重県海岸漂着物地域対策推進基金条例案

議案第107号 三重県子ども・子育て会議設置条例案

議案第108号 三重県総合博物館条例案

議案第109号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

議案第110号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案

議案第111号 三重県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条

例案

議案第112号 災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例案

議案第113号 県道の路線廃止について

議案第114号 訴えの提起（和解を含む。）について

追 加 議 案 の 上 程

○議長（山本 勝） 日程第1、議案第105号から議案第114号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（山本 勝） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。

それでは、平成25年定例会6月定例会議の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たっての私の考え方を申し述べます。

昨年12月に発足した安倍内閣では、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略という、いわゆる3本の矢で経済再生に取り組んでおり、このうち、金融政策として日本銀行による異次元の金融緩和が4月から実施され、財政政策として、当初予算としては過去最大規模の平成25年度予算が5月に成立しました。

内閣発足以降、経済再生への期待が膨らみ、アメリカの景気回復等と相まって円安が進み、株価は上昇傾向となっております。製造業を中心とする輸出産業の比重が大きい三重県では、企業の業績が上がり、雇用が守られ、地域経済への好影響が出ることを期待していますが、地方においてはまだ、実感を伴うものにはなっていません。

また、首相主導で規制緩和や税制優遇に取り組む国家戦略特区の創設が検討され、三大都市圏を中心に推進し、都市の国際競争力を高めて国内外の人、物、金を呼び込む構想となっております。

それぞれの特区で、国に加え、自治体と民間の代表者が参加して諸課題を解決する仕組みは評価できますが、大都市だけでなく、地方の中小企業を置き去りにしない政策が必要です。

さらに、6月中旬までに、経済財政運営の基本方針となる骨太の方針と、3本の矢の一つである成長戦略が閣議決定されます。

成長戦略の素案の一部は既に公表されており、挑戦、海外展開、創造の三つをキーワードに、女性の登用、就業の促進、日本の高度な医療技術や食文化の世界展開、今後3年間の集中投資促進期間における70兆円規模の設備投資、農業、農村の所得倍増などが盛り込まれています。5月21日には、農林水産業の競争力強化策を省庁横断で検討するため、首相を本部長とする農林水産業・地域の活力創造本部が設置されました。

三重県では国に対し、中小企業への金融支援及び再生支援の充実強化や農商工連携による新事業展開の促進など、提言、提案を行っており、今後とも成長戦略による地域経済への効果を積極的に取り入れ、その果実が県民の皆様に行き渡るよう取り組んでいきます。

5月18日に第24回全国みどりの愛護のつどいが、皇太子殿下の御臨席を得て、紀北町の熊野灘臨海公園で開催されました。殿下には式典において、緑を大切に活動に対して温かい励ましのお言葉をいただき、紀北町で権兵衛桜と言われ親しまれているカワヅサクラの苗を植樹していただきました。

皇太子殿下には、この機会に大台町の災害復旧現場を御視察いただき、平成16年の台風21号で亡くなられた方々の御遺族に対し、勇気をいただける優しいお言葉を賜りました。

また、世界遺産、紀伊山地の霊場と参詣道である熊野古道伊勢路のうち、最も人気のある峠の一つ、馬越峠をお歩きいただきました。熊野古道伊勢路が歴史上果たしてきた役割や世界遺産としての意義、自然と人間がともに作り上げてきた景観等に変化興味を持っておられました。平成26年の熊野古道世界遺産登録10周年を迎えるに当たり大変光栄な機会であるとともに、熊野古道の魅力のPR等に当たって大きなはずみとなりました。

さらに、特に全行程に当たり、南海トラフ巨大地震に対する備えなど、防災・減災対策に深い関心を示されるとともに、災害に対し、私たちが歴史から学ぶべき教訓の重要性についてお話をいただきました。知事として改めて、防災・減災対策への取組を強化すべきと意を強くしたところです。

皇太子殿下が御訪問いただいた各地において、3日間にわたり多くの県民の皆様から熱烈な歓迎の気持ちが示されました。県民の皆様の気持ちをそのように高揚させ、元気を与えていただいた殿下に対し、改めて心から感謝申し上げます。私としても、皇太子殿下のお言葉を心に刻み、県民の皆様が安全で幸せに暮らすことができるよう、県政の推進に邁進していきます。

平成25年度は、みえ県民力ビジョンの2年目に当たります。極めて厳しい財政状況の中にあっても、みえ県民力ビジョン・行動計画等に示した取組を着実に推進し、県民の皆様に一層の成果を届けていきます。

平成25年度三重県経営方針では、政策展開のポイントとして、「三重県のブランド力アップ～三重の魅力を大きく発信～」、「地域を守る～防災・減災対策の推進～」、「子どもを守る～児童虐待やいじめへの対応～」に的確に対応することとしていますが、以下の諸課題について主な取組を申し述べます。

神宮式年遷宮の好機を生かし、多くの皆さんに三重の魅力を知っていただくため、平成25年4月から、「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」を官民一体となって展開しています。

スタンプラリー機能等により、三重ファン、リピーターの獲得を目指すみえ旅パスポートは、5月26日時点で延べ1万1231件を発給しました。観光案内所、道の駅など、県内70施設と連携してみえ旅案内所を設置し、おもてなしの向上を図るとともに、三重の旅をスムーズに楽しめる仕組みを構築しました。

観光施設や飲食店など、県内700軒を超える様々な施設に御協力いただき、みえ旅おもてなし施設を設置し、みえ旅パスポートの提示により、割引やプレゼント等、各種サービスを提供しています。

また、中部国際空港では、5月23日から10月30日までの間、のぼりやポスター、電子掲示板による三重県観光キャンペーンのPRを行い、アクセスマラザや到着ロビーなど、各エリアを三重県色に染めています。旅客ターミナルビル3階の出発ロビーでは、8体のマネキン伊賀流忍者がチェックインカウンターの天井や柱の上に参上して、雰囲気盛り上げています。

このほかにも、近畿日本鉄道の主要駅や中日本高速道路のサービスエリア、パーキングエリアにガイドブックを配置して、PRを展開しています。

平成24年の三重県への観光レクリエーション入り込み客数は約3787万人となり、前年と比較して6.2%の増加となりました。また、平成24年の三重県での延べ宿泊者数は約863万人となり、前年からの増加率は全国で第2位の14%となりました。さらに、今年のゴールデンウィークに県内主要観光施設を訪れた観光客数は約142万人で、昨年より2日間長かったとはいえ25.8%増加し、その中でも伊勢神宮が62.3%増で全体を押し上げました。

今後も、三重の地が千客万来となるよう、市町や企業をはじめとする多くの関係者の皆さんとともに、三重県を大いに売り出します。

海外からの誘客については、台湾との交流連携に力を入れて取り組んでいます。平成24年の台湾から三重県への観光客数は、前年と比較して46%増加しました。

5月に実施された台湾昇龍道誘致ミッションに副知事が参加し、2013日台観光サミット in 三重開催地である三重県をPRするとともに、台北駅構内で開催された日本の観光・物産博2013に三重県ブースを出展し、忍者のパフォーマンスを実演するなど、三重県の認知度向上を図りました。

また、5月31日に志摩市で2013日台観光サミット in 三重が開催され、200名を超える過去最高の参加を得て、台湾の観光関係者に三重の魅力をアピールしました。参加者からは、市町や関係機関と連携した三重のおもてなしに対する感激の言葉や、三重県には松阪牛や真珠以外にも多くの観光資源があることに驚きと賞賛の声をいただきました。サミットの開催に際しては、王貞治氏と安倍首相から応援のビデオメッセージが届けられ、会場の熱気が

一段と高まりました。6回目となる今回の会議は、昨年、過去最高の290万人を記録した相互交流人口をさらに発展させていくための課題等について議論を行い、2016年までに相互交流人口400万人の実現を目指すことを軸とした日台観光サミット三重宣言に合意しました。

今後は、このサミット開催を一過性のものとせず、観光、産業、物産に加え、文化交流や青年交流を進め、台湾との交流連携について、新たなステージに入っていきます。サミット開催後も、これまでの取組により構築したネットワークを生かして、台湾の旅行会社や政府の関係者等で構成する三重県観光アドバイザー会議を設置し、誘客の仕組みづくり等について助言をいただくとともに、三重県への誘客応援団となっていきたいと思います。

6月5日には、三重県観光ミッション団を台湾に派遣し、サミット直後の好機を逃すことなく、三重県観光のPRや商談会を実施し、台湾からの誘客を一層強化していきます。

また、9月に多気町の県立相可高等学校で開催される高校生国際料理コンクールに台北市の高等学校も参加し、10月には津まつりの安濃津よさこいに台湾チームの6回目の参加が予定されています。

民間企業の具体的な交流も進んでおり、鳥羽水族館と台湾花蓮県の花蓮遠雄海洋公園は5月31日に姉妹館提携の調印を行いました。

5月28日に、独立行政法人日本貿易振興機構、ジェットロと三重県は、中小企業等の海外展開支援に係る業務協力に関する覚書を締結しました。今後、海外に豊富なネットワークと経験を有するジェットロと協力して、新興市場として注目されるブラジル市場の開拓や、台湾との産業連携の促進に取り組むなど、県内の中小企業の海外展開を強力に進めていきます。

今後、このような国際展開については、海外展開の方向性やターゲットとする地域などを踏まえて取組を進めていくことが必要であり、「みえ産業振興戦略」アドバイザーボードなどの意見も踏まえ、今年の前半に国際展開に関する基本方針を策定します。

5月28日に、国の中央防災会議の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキング

グループから、南海トラフ巨大地震対策の最終報告が公表されました。今回の報告においては、行政、企業、地域及び個人のそれぞれが実施すべき地震・津波対策の前提を全て最大クラスの巨大地震・津波とすることは現実的ではなく、100年から150年の周期で発生してきた南海トラフ沿いの大規模地震への対応を基本とすることや、自助の取組をより重視することが明確に示されました。

これらは、これまで三重県が示してきた地震・津波対策の方針に合致したものであり、報告書に記載されている内容も、三重県がこれまで進めてきた対策、これから進めようとしている対策と重なる部分は多いと感じています。

一方、報告書には広範囲で多岐にわたる対策が盛り込まれていることから、さらにその内容を精査し、三重県地域防災計画震災対策編の抜本的な見直し及び三重県新地震・津波対策行動計画の策定に反映させていきたいと考えています。特に、今回の報告を踏まえて国がこれから示す地震対策大綱や応急対策活動計画については、今後の県や市町の具体的な防災・減災対策に大きな影響を与えますので、注視していきたいと考えています。

また、今回の報告では、現在の科学的知見からは確度の高い地震の規模や発生時期に関する予測が困難との見解が示されました。しかしながら、地震予測は、地震、津波から人命を救う上で重要な技術であり、これまでも国に対して強く提言してきた南海トラフ巨大地震への観測体制の強化や基礎研究の充実等については引き続き、強く申し入れていきます。

今後も、いつか必ず発生する大規模な地震、津波への備えを強化するため、防災・減災対策に万全を期していきます。

なお、国で検討が進められている南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）の制定、内容等について、5月に三重県で国への提言・提案活動を行うとともに、東海・東南海・南海地震による超広域災害への備えを強力に進める9県知事会議でも提言を行うなど、地方の意見が法案に反映されるよう取り組んでいます。

紀伊半島大水害による被害からの一日も早い復旧、復興に向けては、国や

関係市町と連携し、被災した河川、道路等の公共土木施設、農地、農業用施設等の復旧を進めた結果、平成24年度末時点での復旧状況は、原形復旧を行う公共土木施設で89%、農地、農業用施設等で92%、治山、林道、自然公園で84%となりました。このような中、5月25日には紀宝町において、大きな被害を受けた飛雪の滝キャンプ場等の復興を契機として、災害ボランティア等と交流を深めるイベントが開催されました。

今後とも、平成26年度中に全ての復旧工事が完成するよう、取組を進めていきます。

国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口によると、三重県の人口は2040年に150万人程度になると見込まれており、人口減少社会に移行していく中で地域の活力を維持するためには、少子化対策等を講じて生産人口の減少をできる限り小さくすることが必要となっています。

また、第2回みえ県民意識調査の結果によると、20歳から40歳代の幸福感の平均値は、既婚が未婚よりも高く、既婚では子どもがいる人のほうが高く、さらに、子どもの数が多いほど高くなっています。県民の幸福感を高めるためには、結婚を望む人が結婚でき、子どもを望む人が安心して子どもを産み育てられる地域社会づくりが必要と考えられます。

このような中、3月に内閣府に設置された少子化危機突破タスクフォースには、私も委員として参加させていただきました。その中で、地方の創意工夫を生かして少子化対策を集中的に展開するための財政的支援をはじめ、中小企業が育児休業代替要員を雇った場合の税制上の優遇措置など、仕事と子育ての両立支援策の充実、結婚を望む人が結婚できるような支援策の実施、出産前後からの親子支援、子ども医療費の制度化等について、地方からの目線で提案しました。少子化危機突破タスクフォースでは5月28日に、子育て支援、働き方改革、結婚・妊娠・出産支援を対策の柱に位置づけ、これらを3本の矢として推進する少子化危機突破のための緊急対策に早急に取り組むこととして、提案を取りまとめたところです。

その際に、森少子化対策担当大臣から、地方の財源も含め、少子化対策に

関する国全体の財源確保について、力強い決意表明をいただきました。

5月には、地方目線の少子化対策を重点項目のトップに据え、国への提言・提案活動を行うとともに、近畿ブロック知事会議においても共同して国に提言を行うことが合意されました。

さらに、4月9日には、私を含む、子育て支援に高い志を持つ10県知事で子育て同盟を発足し、切磋琢磨しながら子育て支援施策を実施、先導していくこととしました。

以上のように、少子化対策の取組は国、地方において活発化していますので、三重県におきましても、子どもを産みたいと思う人の希望が叶う社会を目指し、地方でできることから取り組み、発信していきたいと考えています。

紀伊半島のミッシングリンクの解消に向け、3月に紀勢自動車道の紀勢大内山と紀伊長島間が供用開始されました。また、熊野大泊と新宮間については4月におおむねのルートが決定され、そのうち紀宝と新宮間については、熊野川河口大橋（仮称）を含む新宮紀宝道路として、5月に新規事業化されました。

今後とも、県民生活や地域の経済活動を支え、災害時や救急医療など地域の安全・安心を高めるとともに、地域の交流人口の増大により地域活性化を推進するため、幹線道路網の整備を進めます。

平成24年7月に策定したみえ産業振興戦略では、三重県の事業所の大半を占める中小・小規模企業の振興方針を示し、具体的な振興策に取り組んでいるところです。

今後は、それらの取組を中小企業の持続的な発展につなげていくため、三重県中小企業振興条例（仮称）を制定することとしています。現場の声や課題等をしっかりと把握するとともに、「みえ産業振興戦略」アドバイザリーボードのもとに、中小企業関係者や有識者などによる検討会議を設置し、アドバイザリーボード委員や検討会議委員と議論を重ね、市町、関係機関とも意見交換を行いながら、今年度中に条例を制定していきたいと考えています。

木曾岬干拓地については、昭和41年度に国営干拓事業として始まって以降、

約半世紀にわたり活用されない状況が続いていましたが、5月2日にわんぱく原っぱの供用を開始するとともに、5月13日にメガソーラー設置運営事業に関する基本協定を丸紅株式会社と取り交わしました。

基本協定は、丸紅株式会社がメガソーラー設置運営事業の事業者であることや、同社が特別目的会社を後日設立することなどを確認するものです。今後、平成25年7月に工事に着手し、平成26年12月に完成する見込みです。発電開始時期は平成27年1月とし、20年間発電事業を実施する予定です。

木曾岬干拓地全体の土地利用については、県と関係市町で構成する木曾岬干拓地土地利用検討協議会において検討を進めています。

東京日本橋に設置する首都圏営業拠点については、9月の開設に向け、ハード面、ソフト面からの準備を進めています。

多くの人に愛され親しまれるよう、拠点の名称を公募、決定するとともに、三重の情報発信等を応援する三重の応援団や三重の応援企業、三重の食材や商品等を取り扱う三重の応援店舗を中心としたネットワークづくりを進めます。

また、拠点開設に連動した三重県の情報発信の取組として、首都圏や関西圏などの大都市圏において、集客力の高いショッピングセンターで年間を通じて三重県フェアを開催します。第1弾として、5月24日から26日に、日本一の商業施設面積を持つ首都圏のショッピングセンターにおいて開催し、全体で約50万人もの来客があった中で、各市町、事業者や関係機関の皆さんなど、124団体の参加を得て、三重の観光、物産などの魅力を発信したところです。

こういった経験、培ったノウハウを、今後の展開にしっかりと生かしていきます。

地方の声を国に届け、国政に反映させるためには、都道府県の横の連携による先進的な取組を進めることが有効です。そのため三重県では、既存の近接府県との連携に加え、複雑多様化する政策課題等の解決につなげるため、共通課題等を有する県との連携取組を実施しています。

4月26日には伊賀市において長野県知事との二県知事懇談会を開催し、共同で大都市からの移住セミナーを開催することや、長野県産ワインや三重県産海産物など、両県ブランドの特産品を共同して、大都市圏で販路拡大していくことで合意しました。

また、5月20日には鳥羽市において近畿ブロック知事会議を開催し、三重県から提案した地方路線の少子化対策や、新名神高速道路及び近畿自動車道紀勢線の早期整備などについて、国への提言を実施することとなりました。

これらの取組により、従来の発想にとどまらず、ウイン・ウインの関係を発展させ、共通課題の効率的、効果的な解決を目指します。

新県立博物館の整備については、4月に建築工事が完了し、県に施設が引き渡されました。今後、平成26年4月19日の開館に向けて、展示工事、企画展示の準備、広報活動等を進めていきます。

新たな時代にふさわしい理念や使命のもと、公文書館機能などを有する新しい博物館として整備することから、今定例月会議に三重県総合博物館条例案を提出しています。

三重県では、新県立博物館の整備に伴い、現在の県立博物館の活用方策について検討を進めてきました。このたび、三重県とNHK津放送局は、災害発生時に公共放送機関であるNHK津放送局の果たすべき役割の重要性と、同放送局の災害対応力強化の必要性等を踏まえ、災害発生時の県民への迅速的確な情報提供に万全を期すために、津市丸之内養正町に位置するNHK津放送局を、津市広明町の現在の県立博物館所在地に移転することで合意しました。

今後、津市や地域住民等の御理解、御協力を得ながら、移転に向けた取組を進めていきます。

新県立博物館整備の進捗などの文化行政を取り巻く環境変化等を踏まえ、教育や産業、観光などの他分野との連携や、文化交流ゾーンの魅力を高めるための事業や運営のあり方、広域自治体としての県の役割など、幅広い視点から10年先を見据えた三重の文化政策について検討し、新しい文化振興方針

を策定します。

今後、グローバルな視点も意識しながら、様々な分野の方から御意見をいただくため、7月に三重県文化審議会を開催するなど、策定に向けた取組を進めていきます。

平成33年に三重県で開催予定の第76回国民体育大会については、5月29日に準備委員会の第2回常任委員会が開催され、会場地市町第一次選定が決定されました。今後、順次、会場地が決定されていく予定ですが、県民力を結集した大会とするため、多くの市町で競技が実施されるよう取り組んでいきたいと考えています。

また、三重県選手の競技力の向上を図るため、私を本部長とする三重県競技力向上対策本部を5月29日に設置し、ジュニア選手及び少年選手の発掘・育成強化、成年選手、特に女子選手の育成強化、指導者の養成確保等に取り組んでいきます。

4月に文部科学省に報告した体罰の実態調査では、平成24年度に県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する児童・生徒に対して体罰を行った教員は、公立学校で133校、207人、私立学校で7校、22人でした。また、体罰を受けた児童・生徒は、公立学校で393人、私立学校で52人でした。

この調査により部活動における体罰が多いという実態が明らかになり、緊急に対応する必要があることから、今定例会議に部活動顧問等を対象とした研修に関する補正予算を提出しています。生徒へのアンケート調査の分析を活用した部活動マネジメントの専門知識とスキルを身につけ、部活動の教育的価値を高めるため、連続講座を開設し、効率的かつ効果的な部活動運営のできる指導者を育成します。

引き続き、上程されました補正予算1件、条例案7件、その他議案2件、合わせて10件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第105号の一般会計補正予算は、国の補助金を活用した海岸漂着物の回収等や体罰に関する実態調査を踏まえた研修の追加のほか、国からの交付

金の積み立てなどに要する経費として14億9817万5000円を計上するものです。歳入については、国庫支出金について、医療施設耐震化臨時特例交付金で10億8175万3000円、地域環境保全対策費補助金で2億7011万9000円をそれぞれ追加し、合わせて13億5187万2000円を増額しています。

また、基金繰入金について、海岸漂着物地域対策推進基金で1億3638万円を追加するとともに、財政調整基金で617万1000円、南部地域活性化基金で375万2000円をそれぞれ増額し、合わせて1億4630万3000円を増額しています。

歳出については、地域環境保全対策費補助金を、新たに設置する海岸漂着物地域対策推進基金に積み立てるため2億7011万9000円、この基金を活用し、伊勢湾内の海岸漂着物の回収、処理を推進するとともに、発生抑制に向けた普及啓発等を行うため1億3638万円、それぞれ計上しています。

また、体罰に関する実態調査の結果を踏まえて、教職員が部活動マネジメントの専門知識とスキルを身につける研修を実施するため617万1000円、医療施設耐震化臨時特例交付金を基金へ積み立てるため10億8175万3000円、南部地域活性化基金を活用し、複数市町の連携した取組に対する支援として、幹線道路を活用した誘客促進事業及び東紀州地域資源魅力発信事業について補助金の増額を行うため375万2000円、それぞれ増額しています。

以上で補正予算の説明を終わり、引き続き条例案等の諸議案について説明いたします。

議案第106号は、三重県海岸漂着物地域対策推進基金を設置するものです。

議案第107号は、子ども・子育て支援法に基づき、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項等についての調査審議を行うため、三重県子ども・子育て会議を設置するものです。

議案第108号は、三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり及び個性豊かで活力ある地域づくりに貢献するため、博物館法に基づき、三重県総合博物館の設置及び管理について必要な事項を定める条例を制定するものです。

議案第109号は、関係法律に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものです。

議案第110号は、指定試験機関の名称の変更に伴い、規定を整理するものです。

議案第111号は、関係法律等の一部改正に鑑み、動物愛護管理員等についての規定を整備するものです。

議案第112号は、関係法律等の施行に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に関し、規定を整備するものです。

議案第113号は、県道の路線を廃止しようとするものです。

議案第114号は、訴えを提起しようとするものです。

以上で諸議案の説明を終わり、次に報告事項について説明いたします。

報告第24号から第37号までは、議会の委任による専決処分をしましたので報告するものです。

報告第38号から第44号までは、平成24年度一般会計、特別会計及び企業会計のうち、翌年度へ繰り越した経費について、それぞれ繰越計算書を調製しましたので報告するものです。

報告第45号は、議会の議決すべき事件以外の契約等について、条例に基づき報告するものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本 勝） 以上で提出者の説明を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（山本 勝） お諮りいたします。明5日及び6日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、明5日及び6日は休会とすることに

決定いたしました。

6月7日は定刻より、議案に関する質疑を行います。

散 会

○議長（山本 勝） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時31分散会